

法律名：「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（通称：介護等体験特例法）」（平成 9 年 6 月 18 日法律第 90 号）

背景・趣旨

- 平成 10 年度から始まった介護等体験特例法による「介護等体験」は、毎年、「学生受け入れの事前調査及び協力依頼」を県内福祉施設に対して行い、受け入れが可能と回答のあった施設と、大学を通じて申し込みのあった学生とのマッチングを福祉人材センターで行っています。体験終了者のピーク時は平成 15 年度で 4,294 名（※95 大学中の人数。受け入れは 249 施設）。以降は減少傾向にあります（参考：「神奈川県社協設立 60 周年 県社協最近 20 年の歩み」103 頁）。
- 令和 2 年度から令和 6 年度までの間に限り、新型コロナウイルス感染防止として特例的に行う介護等体験代替措置等での対応が取られました。これにより、体験終了者は一時激減しましたが、令和 7 年度から通常対応に戻っています。
- この 5 年のブランクの影響等から、改めて、大学には事業説明の機会を、また、学生には事前講習会（ガイダンス）等を通して、なぜ社会福祉施設で体験を行うのかなどの目的等について伝える必要があります。

事業の特徴・内容

1. 小学校または中学校の教員免許状を取得しようとする学生に、高齢者・障害者等との交流等の体験を行わせることとした教員免許特例法に基づく介護等体験の受け入れ調整を行う。
【令和 7 年度実績 ※（ ）は令和 6 年度】受け入れ施設数：256（204）、学校数：69 校（51 校）、学生数：3,032 名（2,261 名）
2. 大学からの依頼を受け、事前講習会(ガイダンス)の実施。
【令和 7 年度実績 ※（ ）は令和 6 年度】学校数：5 校（2 校）、学生数：732 名（161 名）

おもな効果

介護等体験はなぜやらなければならないのか、福祉施設に行って何を行うのかなどと疑問を抱え、やる気が出ないまま体験に入ってしまう学生が一定数います。介護等体験では社会福祉や介護の専門技術の習得を目的としているのではなく、利用者との交流を中心に多様な社会経験を積むことが目的となっています。なかなかイメージがつかめずにいる状態から事前講習会（ガイダンス）を通して気持ちが前向きになっていく学生も見受けられます。また、なかには介護等体験がきっかけ、動機となり、福祉・介護分野に就職する学生も少なからずいることから、福祉人材センターとしても貴重な機会になっています。

メッセージ

障害のある人や認知症の人と関わることがこれまでなかった（ほとんどなかった）学生。相手の目を見て話すなど日頃からコミュニケーションに苦手意識をもった学生。

介護等体験に行く前に何らかの緊張と不安を抱えている学生は少なくありません。事前講習会（ガイダンス）では、学生が安心して体験に臨めるよう、丁寧に対応しています。

